

最低制限価格（公契連モデル）の運用について

入札・契約制度の改定（令和4年6月以降）にてお知らせしました『建設工事、測量・設計業務等における最低制限価格（公契連モデル）の試行』については、以下の算定方法により取り扱います。

1 対象の業種区分

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務

2 最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）の算定方法

(1) 最低制限価格は、下記表の業種区分の欄に係る業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とします。

ただし、その①から④の合計額が、予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）の10分の9.2を超える場合は、10分の9.2（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、10分の7.5に満たない場合は、10分の7.5（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額）とします。

業種区分	①	②	③	④
土木一式工事	直接工事費の額 × 0.97	共通仮設費の額 × 0.9	現場管理費の額 × 0.9	一般管理費等の額 × 0.68
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 × 0.6	諸経費の額 × 0.6
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 0.9	一般管理費等の額 × 0.48

※①～④の費目ごとに率を乗じた値の円未満は切り捨てるものとする。

(2) 土木一式工事について、複数の諸経費体系で構成された工事を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系ごとに算出した最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とします。この場合における測量業務等の最低限必要な費用の算出については下記を使用し、端数処理等については上記（1）と同様とします。なお、（1）の予定価格の10分の9.2を超える又は10分の7.5に満たない場合に行う処理は、諸経費体系ごとに算出した費用を合算した後に行うこととします。

※測量業務

①直接測量費の額+②測量調査費の額+③諸経費の額×0.48

※補償関係コンサルタント業務

①直接人件費の額+②直接経費の額+③その他原価の額×0.9+④一般管理費等の額
× 0.45

注1) 設計内訳書の直接原価=直接人件費+直接経費

※地質調査業務

①直接調査費の額+②間接調査費の額×0.9+③解析等調査業務費の額×0.8+④諸経費の額×0.48

(3) スクラップ評価額は直接工事費に含むものとする。

3 施行期日

令和4年6月1日以降に入札公告等を行う案件から適用します。